

漆紙文書が語る古代史

平 川 南（国立歴史民俗博物館）

ただ今御紹介頂きました国立歴史民俗博物館の平川です。今日は、大変貴重な時間を私の講演にさいて頂きましたが、期待に答えられるかどうか大変不安です。この講演のきっかけは、秋田県埋蔵文化財センター所長の富樫さんから御聞きしたところによれば、昨年、朝日新聞の文化欄に書きました「象潟発古代の便り」という記事のようです。それは、秋田城跡から出土しました漆紙文書の中に、象潟に出張した秋田城の役人が、その現地から手紙を自分の勤務先に差し出して、その返事を象潟の駅の施設で待っているという、大変おもしろい資料がありましたので、その事を書いたわけです。今日はそういった事を中心にお話をということなので、準備していましたところ、ここ10年近く多賀城跡の前面を宮城県と多賀城市によって大調査されていますが、先週、そこでもまた、とてつもない資料が出土しました。もう既に御覧になった方もおるかと思いますが、今日入り口の所に写真を展示してあります。新聞でも非常に大きく報道されましたが、駅家の馬の面倒をみたり、役人の身の回りの面倒をみたり、そういう駅家に従事する人を採るために、ある戸籍から無理やり引き抜いて、駅家の戸籍に付けられた29才の男性がいたという資料が出土したのです。こうした資料を我々古代史では、本当に待望していました。何と言うのでしょうか。大袈裟に言えば、古代の人民支配の根幹に関わるような大変貴重な資料であるという事が判りまして、先週それを公表しました。駅家の資料がまた一つ増えたと言えるかと思います。今日は、そういった話を中心に1時間半程頂きましてお話ししたいと思います。最初にスライドで見ていただきますが、今日、漆紙文書というものについて初めて耳にされる、あるいは、そういったものがどういう仕組みで残ったものを言うのか、その辺からお話した方がよろしいかと思います。

つまり、日本のような高温多湿な気候では、古代の紙がその地面の中に入ったならば大体は腐ってしまいます。よくテレビなどで見ますように、中国の北の砂漠地帯のようなところだと、木簡とかお経が砂漠の中、あるいは洞窟の中でそのままの状態が残っている事がありますが、日本のような気候の場合は、それが出来ないわけですね。私達が今から15年前に多賀城を発掘している頃は、まさか、その地面の中に古代の紙が残っていて、それが発掘で出てくるなどということは予想もしなかったのですが、調査していますと何やら木の皮のような、動物の

皮を鞣したような色をしたものに文字が書かれていました。日本では、ヨーロッパと違って羊の皮に文字を書いたりするような事はしませんので、文字が書いてあるとすれば、これは紙かもしれない。その動物の皮や木の皮のような色をしているのはいったい何なのか。それが、実は漆であったという事です。それは現在でも漆の工房へ行きますといつでも見られるような光景です。漆を入れた木の桶には埃や塵が中に入らないように和紙で蓋をしておくのです。その和紙をきっちりと漆に密着させて蓋をしておきますので、その紙に漆が染み込んで、すっかり漆でコーティングされた状態になっているのです。実際に漆を使う時に紙を取って捨てるのです。そうしますとその紙は、地面の中でも漆が覆っているのですから残るわけです。現在日本では、6,000年前の漆が地下から出土しております。秋田県でも五城目町の中山遺跡という縄文の遺跡から漆が出ておりますし、全国的にもその時期のものが発見されています。ちょうど明後日から私の勤務先の歴博で「縄文・弥生の漆文化」という企画展が始まりまして、全国の縄文・弥生時代の漆製品が一同に会する大きな企画展が行われますが、一度機会がありましたら、是非それを見て頂ければ日本の漆文化というものがいかに古くからあったかわかると思います。現在、中国でも6,000年前の漆が出土しておりますので、今のところ日本と中国で同じ時期に出ておるので、どちらからどういうふうに漆技術が流れたかという事については、まだ、わからない段階です。そして漆が染み込んだ紙が腐らずに残った、ただ紙が残っただけでなく、その漆の蓋に使ったものは、現在のように紙の豊かな時代では考えられない使い古した紙です。役所で反古にした戸籍、あるいは、最初に申し上げましたような手紙、そういった帳簿とか手紙とかいろいろな文書をいらなくなると漆の工人に払い下げます。漆の工人がそれを使って蓋紙にしたわけです。ですから、それをきちんと解読しますと、そこには我々が予期しないような1,200年も前の古代の資料、生の資料が数多く発見されてくるのです。おそらく100近い遺跡から600点近い資料が見つかっていて、その中には今まで我々が眼にした事のないような資料が、しかも、それぞれの地域の歴史を見事に説き明かすような、あるいは日本古代史全体を大きく動かすような資料が毎年のように出ています。そういう資料の凄さ、威力をメインテーマとしてお話ししたいと思います。早速どういう物が漆紙文書なのかという事をスライドで見て頂きたいと思います。

〈スライド〉

御承知のように、漆は山野に自生しているのではなくて、栽培しないと漆液を採ることは、ほとんど不可能なのですね。これは、岩手県の二戸郡の浄法寺町という所で漆を採っておりまして、現在全国最大の漆の生産地です。現在では、茨城県と新潟県の一部と、それから岩手県の二戸の3ヶ所しか漆を栽培していません。そこで生産される漆の量は日本で現在消費している量の2パーセントにすぎません。九十数パーセントは、中国から輸入した漆を使っておりま

す。しかし、漆工芸の作品のようなものでは、上塗りにはすべて日本の漆を使うということです。漆は、その生産地域によって光沢などが違うといい、日本の漆が世界で最も美しい色を出すそうです。

〈スライド〉

これが漆の木です。ここに刻み目があってほしい十年位すると漆を採ることができます。畑の周辺に植えられ、漆が刻み目から垂れてそれをかき集めるという、まあ大変な手間暇かけたものですから、非常に高価になるのです。

〈スライド〉

集められ精製された漆を曲物の桶に入れまして、紙で蓋をしておきます。この縁のところに注意して頂きますとわかりますように、竹のワッパがきっちりとかかっており、漆がびっしりと紙に染み込んでいますね。今、漆塗りに入るので、工人の方がその紙を取り上げているところですよ。かぶれますから、手に付着しないように非常に注意しながら作業をいたしております。

紙を取り去ると、精製された非常に綺麗な漆で、これはもうそのまま塗ることのできる漆になっております。

〈スライド〉

これが、その蓋をしていた紙です。必ず曲物ですから円形に漆がびっしりと付くことに注意して頂ければと思います。漆紙文書というのは、幾重にたたんで捨ててもそれを展開しますと、必ず円形になります。ですから、我々はいつも円形を想定して復元していきます。漆の染み込んだ所だけが残るのです。紙を円くして蓋をしたのではなくて、四角い紙を使っている。しかし、漆の付く部分のみが残るので結局円形になるということです。今の工人の方も、古代の工人も非常に丁寧な作業をしますので、竹べらで付いた漆を綺麗にかき取って、桶にもう一度戻しているのです。それは、漆がいかに貴重かということです。ところが、こういう丁寧な作業をされますと、実は漆紙文書として出土したときには、非常にもろい状態で出てくるのです。例えば建物の柱などの下地塗りに生漆を豪快に使ってそのままその蓋紙を捨てますと多賀城の政庁から出土したもののよう、その漆が分厚く付いたままになります。こういう物ですと紙の状態が非常にしっかりしているし、墨も良く残っているのです。秋田城でも政庁の近くから出土した物は、非常にしっかりした漆が付いていて本当に叩いても平気なくらい漆でかためられているという状態です。

〈スライド〉

これが、かき取って漆を戻しているところです。これは多賀城市の埋文センターで作られた復原資料ですけれども、文書を使って蓋をしたものです。「太政官符神祇官」と、発信先と宛て名です。これは、大伴家持の署名「家持」というのが入った宝亀三年の文書です。文書で一番

大事なのは、どこからどこへ、そしてそれが何年の文書であるかという事ですけれども、もし一枚の紙で蓋をしたとしたら一番肝心な部分は残らないということです。ですから、この中央の残った部分を読んで推定するという、そういう事を研究上やらなければいけないのです。ただし、これはいろいろな紙の蓋の仕方がありますので、ずれてする場合もあります。それはそれぞれの場合によって違います。

〈スライド〉

これは、水沢市教育委員会が胆沢城跡で発掘している状況です。今、調査員の方が手にしているのが何の変哲もないゴミ捨場から出土した秋田城と同じような書状です。非常に大きく径が30cmくらいあるような手紙を取り上げているところです。

〈スライド〉

丁寧に竹べらで漆紙の周りの土を落としているところです。周辺の土の色と、この漆紙の色はほとんど同じですので、よほど注意しないとこれをきちんと取り上げることはできません。

〈スライド〉

それを取り上げて綺麗にしたものがこんな感じになるのです。先程言いましたように、出土品も漆紙の場合はすべて円形に出てくるということになります。まわりは全部腐ってしまって漆の付いたところだけが円く残っていきます。しかも、この形状でもわかりますように、周辺に漆が厚く付着しております。

〈スライド〉

これは、茨城県石岡市の常陸国府の近くの工房、鹿ノ子遺跡から出たもので、ほぼ完形品です。先程のものと違って二つに折りたたんでいます。しかも、30cmの径を超えますので、二枚を継いでおります。ここで二枚の文書が継ぎ合わされて蓋をしている資料です。非常にいい状態で残っているものです。

〈スライド〉

これは多賀城で、初めて漆紙文書に接触した所謂第一号のものです。これは、先程と違って、いらなくなった土器を使ってパレットにして、桶から漆を取り分け、そして、残った漆にたま紙で蓋をして、それが固まってしまったので土器ごと捨てたと思われます。それがやはりゴミ捨て穴から出てきたのですが、これは、字がほとんど肉眼で読めるものです。これを現在では、赤外線テレビカメラを使って解読作業をします。この設備は、秋田県でも県埋蔵文化財センターにありますし、秋田市教育委員会にもあります。ここに資料を置いて、赤外線の投光ランプをこのように当てて、それをテレビカメラでとらえて、テレビの画面にその模様を映すという仕組みで解読するのです。

肉眼よりもはるかに鮮明に解読できます。ここに「同月」と見えてます。会場の入口にあり

ました写真はこういうテレビ画面を撮影したものです。

先程の、土器にくっついていて多賀城から出ました「計帳」は、文字が非常に鮮明に出ております。これも非常に墨の残りが良くて「子」、「月」それから「開」、「閉」、「開閉」という言葉が全部肉眼で読めます。今、これは拡大して映していますが現物は5cm位の小さなものです。

これもテレビカメラを通しますとこんなに綺麗に、先程読みました「子」、「月」、それから「開」、「閉」というふうに鮮明に読めるのです。界線が引かれているのが、良く見えるかと思えます。この線は、なかなか肉眼では見えないのですが、テレビカメラを通すと最初にこういう線を引いて書いた暦だとわかります。この5cm位の「具注暦」にはたった3日間しか出てこないのですが、月のちょうど初めの部分の解説と一日・二日・三日とこれだけありますと、これが西暦何年の何月の暦かということがわかります。これは宝亀十一年(780年)の暦です。宝亀十一年(780年)の十一月の一日・二日・三日ということがわかります。次のものも多賀城から出た資料で肉眼ではなかなか読みづらいように見えますが、これはまだテレビカメラを漆紙文書に使用していない頃に私が水の中で目をすかして読んだものです。「大領外正六位上勲十等丈部龍麻呂」と書かれていまして、ここの「龍麻呂」の部分が他にくらべて文字が大きいです。これをちょっと拡大してみましょう。これが署名の右側の下に出てくる「寶」という字です。これが実は、位置からいって年号ということがわかります。この「寶」は、宝亀年間(770～781年)であることがわかります。

〈スライド〉

「外正六位上勲十等」、その下は「丈部『龍麻呂』」です。これは郡から国府である多賀城に差し出した文書です。ここの部分は郡の長官の署名です。そして、ここが郡の次官、二等官の署名の位置で、書記官がここまで書いて名のところをあけておくわけですからそこにサインをします。これが龍麻呂自身のサインです。ところで、次官のサインの部分は読めますか。「病」という字ですね。病気の「病」が書いてあります。だから、この人は病気の為にここにサインできなかったで、書記官が「病」というように書いているのです。ここに「死」と書いてある場合もあります。それは、その人がもう亡くなってしまったということです。あるいは、京に向かうなんて書いてあります。出張中、都に行っている時は、ここに「向京」と書いたものもあります。

〈スライド〉

これが東南院文書を複写したのですが、ここの部分が長官、さきほどの龍麻呂の位置にあたり、この横が次官、ここが三等官、そして四等官と、一・二・三・四といわゆる四等官の書く位置が決まっています、ここに年号を書いています。

この記載様式がそのまま多賀城漆紙文書では、この年紀と署名部分という文書のうしろ部分

が残ったことになります。

〈スライド〉

これは、秋田城の外郭東門のところから出た資料で「以解(もって解す)」と、この文言が使われるのは、下から上に上申する文書の最後に「解ス」と書きます。これは先程の文書にも出てまいりましたね。最後が「以ッテ解ス」と、年号と署名になります。秋田城のものは、どうやら国からさらに上に出されたものなのですが、何かの理由でその控えの方が残っていたものです。ここに「天平」という奈良時代の紛れもない年号が出てまいりまして、おそらく下に「宝」「字」という字が出て「天平宝字」(757～765年)となる資料です。

そして、ここが署名になります。職名が介、国司の介が出てまいります。これは、「百済王」クダラノコニキシと読みますが、名の部分は「三忠」です。この部分がサインになります。

この筆は鮮やかですね。「百済王『三忠』」というのは、後で資料を見て頂いてもわかりますように、当時の正史である『続日本紀』に「出羽介百済王三忠」という天平宝字年間の記事があるのですが、これは紛れもない「三忠」本人が書いたサインです。だから、漆紙文書では名前のよく知られているような人の自署が今後見つかる可能性があるわけです。坂上田村麻呂の自署も夢ではないのです。現地に当然そういう文書が残るのですから、これも百済王一族で出羽の国で活躍した百済王三忠の初めて登場した自筆のサインになるのです。大変立派な筆使いだということがわかりますね。

〈スライド〉

秋田城とか多賀城とか大きな役所だけではなくて、漆紙文書のもう一つの大きな可能性というのは、どこからも出てくる。集落からも当時の一般の農民の竪穴住居からも漆紙文書が出てまいります。これは宮城県川崎町というところの釜房ダムで埋没した9世紀の竪穴住居が1戸だけ出てきたのですが、漆紙文書の付着している土器です。ここに一緒に漆の製品が何点か出たと記録されています。須恵器の内側に紙がペツタリと付いております。

それを赤外線テレビカメラでとらえますと「自女」というふうに、これは女性の名前になります。そして、この文書には裏にも天地逆さまで字が左文字の状態で見えております。

一枚のスライドを反転させるとわかりますね。天地も逆さ「九九・八十一」とさらにつづいて「八」と出てきますね。「九九・八十一」「八九・七十二」と九九算が書かれていることがわかります。古代の九九算は「九九・八十一」から数えていく数え方ですので、いまのように「1×1=1」からではなくて、逆に「九九・八十一」「八九・七十二」というようにして数えていきます。

〈スライド〉

これは、多賀城から出た「征東使」、要するに「征夷大將軍」と同じ使い方で、宝亀年間の780

年前後に盛んに使われた重要な職名です。次にこれは正倉院文書です。今、漆紙文書をみてありますが、実はこの同時代の、今から1,200年前の文書で現在残っているものは、ほとんど奈良の東大寺の正倉院の中にいろいろな文書が保存されております。これは東大寺の写経所で整理した帳簿ですけれども、この帳簿は表が戸籍とか計帳とかで、それを反古したものの裏を使って簡単な帳簿を作っております。これは裏の継ぎ目のところですね。この継ぎ目のところにこのように「正七位上□□」と人の名前が書いてあります。秋田城で今回漆紙文書で初めて「継目裏書」と言われる継ぎ目と継ぎ目にまたぐようにして小さい字で書いたものが出土しましたが、その正倉院の例です。ちょっとこれを頭に止めておいて下さい。

〈スライド〉

これは正倉院文書の複製品ですが、休暇願いですね。新羅飯麻呂という人が「私のおじさんが重い病にかかって立つこともできないので看病したいから休暇を下さい」と自分の勤め先に差し出した文書で、4日間の休暇願を天平宝字二年三月十五日に出したものです。

〈スライド〉

これは、写経生の試字で写経する人の採用試験の答案です。写経生候補はお経を2・3行ずつ写させられて提出するのです。答案用紙に未定とか不定と書いてあります。この人達はおそらく採用されなかったのでしょう。我々が見ると何でこんな立派な文字を書いているのに不採用なのかとついつい思ってしまうのですが、実は皆これくらいの字を練習すれば書けたわけです。

〈スライド〉

この隠岐国正税帳は、正倉院文書の中で天平期の代表的な役所文字です。実に鮮やかなしっかりした筆ですね。天平時代の書、国府の役人が書く文字の一番典型的な例です。拡大しているのでうしろの方（聴衆）もよくわかるかと思います。非常にしっかりした筆です。

〈スライド〉

これが今日紹介します計帳です。戸主の部分が一段高くなっていますね。ここが息子さんで、孫で、これで姪というふうに書かれていて、名前と年とその人の年齢の区分とそれから右の腕にホクロというふうに書いてあります。鼻の上にホクロとか額にキズとかそういう身体的な特徴まで書いてあります。だから、逃げたりするとこれを手掛かりにして捕まえられます。そういう住民台帳です。この計帳が漆紙文書としてあちこちから出土してきています。

〈スライド〉

これも陸奥国戸口損益帳という戸籍の関連帳簿です。

〈スライド〉

これは、正倉院文書ですけれども、正倉院から外へ流出してしまった文書で丸部足人解とい

う有名な文書で現在行方不明です。天平宝字四年三月十九日付のこの丸部足人解の中に「阿」阿部の阿、「支」支えるという字、「太」太い、「阿支太」城、これが秋田城の初見資料です。この天平宝字四年の文書は、越前国の人が米を本来は都に運んで行かなければならないのだけれども、秋田城へ米を運んで行くのに忙しいから行けないのだという詫び状みたいな書類なのです。この文書から天平宝字四年に盛んに越前の方から秋田城に米を運んでいることがわかります。これは、おそらくこの時に出羽柵から秋田城にかわるのに伴い、秋田城の造営修理工事が行われている事を示す重要資料なのです。残念ながらこの資料は現在行方不明で、これはかつて展示会に1回出て、それが絵葉書で残っていたものをそのまま撮ったものです。以上でスライドを終わります。

最初に随分と内容に入ってしまったので、おわかりになれないところもあったと思います。が、今のスライドを見て頂いて漆紙文書というのは、大体どういうものなのかおわかり頂けたと思います。これからお手許の資料にそって説明したいと思います。私のプリントは全部で7枚あります。その最初のプリントは地図になっておりますので、これは参考に見て頂ければよろしいです。2枚目の資料を見て頂けますか。先程ちょっと紹介しました秋田城の外郭の東門から出た資料で、全国で初めて継目裏書といわれるものを検出した例です。この継目裏書について説明する前に、戸籍と計帳について説明しますと、戸籍は6年に1度作る住民の台帳です。計帳は6年間にどう人が移動したかわかりませんので、毎年この住民の台帳を作っておきます。当時の行政区画は国の下に郡があって郡の下に郷ですね。その「郷(さと)」の下に一時期だけさらに小さいサト「こざと(里)」をもうけた時期があるのですが、これはその時のものです。戸籍とか計帳は、その郷単位に一巻ずつになっているのです。いまでいえば、村ごとに一つの巻物に戸籍が作られ計帳が作られているのですが、最初に紙を全部必要枚数を継ないでおくのです。そして、必要枚数を継なぐとその裏に勝手にはがして一枚入れたりされないように継目の部分に計帳を作成する役人が、その署名を書いておくのです。出羽国出羽郡どこの郷の何年の計帳か、誰がその担当だったかということを紙の継ぎ合わせたところに書いて、継ぎ目の裏に書くから「継目裏書」というように呼ぶのです。この継目裏書がなぜ重要かと言いますと、例えば戸籍は一郷単位でも数メートル以上になります。その長い戸籍の部分が出土してもそれが何年の戸籍か、それからどの郡のどの郷のものか、途中が相当の長さ出土してもわからないのですね。

ところが継目裏書の部分がほんの数センチでも残っていたらここには要約した内容が書いてあるのです。つまり、「出羽国出羽郡井上郷天平六年七月二十八日」というように書いてあります。これは、ずばりその帳簿が何の帳簿かということが年紀とともにわかります。なかなかそういうものが見つからないのですが、今回非常にうまいところが残ったわけです。これを見ま

して皆様「あれ、帳簿なのに一日・二日・三日なんて書いてある。おかしいなぁ」と思いますね。実はこれは、表が“計帳”で裏は“暦”です。これは天平六年七月に作った、西暦733年の計帳を書いて、それから重要な台帳ですから二十何年間保管しておいて、天平宝字二年の戸籍を作る年にこの計帳を廃棄して、そして翌年の暦をその裏に書いた。だから、継目裏書と暦が同じ面に出て来ているのです。まず、はじめにこの継目裏書の部分は暦にともなう書き込みと考えます。これは一日と二日の字の間隔と二日と三日の字の間隔を見れば違いが分かりますね。暦というのは一年間全部同じ間隔で書いてしまうわけですから、この間隔は同じなのですが、継目裏書のある一日と二日の間隔がここだけ広いということは、先に文字(継目裏書部分)があったからそこを避けて一日・二日・三日と書いたということです。この継目裏書によってこれは、ずばり出羽国出羽郡井上郷の某里の天平六年七月二十八日に作成した計帳であることがわかりました。この出羽国出羽郡井上郷はどこかといいますと、最初の地図を見て下さい。出羽国出羽郡というのは、出羽の国府が秋田城以前にあったところですよ。今の庄内地方酒田の辺を指します。この計帳は、現在の山形県酒田市の辺の計帳であることがわかります。そしてこれは天平五年の計帳ですから、これを作成したのは秋田城ではないのです。御承知のように秋田城の地に出羽柵に移るのは、天平五年の十二月に許可が出てますから、おそらく六年に正式に移ったと考えられています。すると、この計帳を作成したのはどうやら秋田城の地に移る前の役所ではないか、つまり庄内地方にあった最初の出羽柵で作成されたものを、国府の秋田城に移したもので、今だって市役所を引っ越したら住民台帳みんな持っていきますよね。それと同じことで、これもそういう理由で移したと考えられます。

それから3枚目の資料を見て下さい。いくつか重要な資料がありますので、簡単にながめていきたいのですが、これが秋田城で出土した百済王三忠のサインの文書です。先程言いましたように、これにも天平宝字という年号が入っていますので、先程の暦の年代と同じです。暦は使うとすぐに捨ててしまうのです。現在でもカレンダーを取っておく人はいないですから、当時もカレンダーは使ったらもうその年で終わりです。翌年にはおそらく捨てられてしまって、漆の工人が漆の蓋紙に使ったでしょう。この文書もやはり天平宝字年間の通常の文書ですから同じようにして捨てられたことがわかります。「守」とか「介」とか、国司の一等官・二等官に、中央の貴族の中でも百済王の一族が出羽国、陸奥国に大勢赴任してきております。これは御承知のように朝鮮半島の百済の王族の一族だという人達が日本に渡来してきて、そのまま中央政府で重要な地位について、そして出羽国とか陸奥国の国司として赴任してきているのです。その中のこれはまぎれもない百済王三忠のサインです。その百済王の一族で一番有名な人物がおります。天平二十一年に東大寺の大仏鑄造の際に金が不足したので、陸奥国から900両の金を東大寺に寄進します。その時の陸奥守が百済王敬福という人物です。その百済王敬福という名前

が書かれた漆紙文書が多賀城市山王遺跡で出土しております。ですから先程言いましたように、今後発掘調査で誰のサインが登場してくるか非常に楽しみなわけです。

今度は4枚目の資料を見て下さい。秋田城から出ました書状です。手紙です。これはおそらくこれまで出ました全国の漆紙文書の中で、これほど鮮やかに一通分の手紙が残っていた例はありません。これはほぼ完全な一通に相当します。正倉院の中に文書がたくさん残されているのですが、実は正倉院文書というのは、残そうとして残ったのではなく、全国の戸籍や計帳などいろいろな重要な台帳や財政報告書を、先程の計帳の裏に暦を書いたものと同じように、中央の役所が東大寺の経を写す役所に払い下げたものです。その払い下げた戸籍などの裏を東大寺の写経所の帳簿として使ったのです。それを正倉院の片隅に保管しておいたものが現在伝わり、「これは美濃の国の戸籍だ」とか、「これは筑前の国の戸籍だ」とか言って今古代史の基本資料になっているのです。

ここで、その正倉院文書を一通紹介しておきましょう。スライドでご覧になってわかりますように、ほんのりとピンクがかってます。後ろの方わかりますか。これは休暇願いで出した書類ですから、すぐに廃棄になるのです。その反古紙は画師に手渡されたいのです。この飯麻呂さんは画師なのです。朝鮮半島の新羅から来たと思われます。新羅の飯麻呂さんは「自分のおじさんが重病だから看病するために4日間休暇をください」と言った役所に提出した休暇願いなのですが、この休暇の日数の「4日間」という所を消して「3日間」に直してある休暇願いも正倉院文書の中にあるのです。だから、申告してもよくあるのです。「腹が痛いから休ませてくれ」とかね。何回もおじさんを殺してみたり、今とたいして変わらないのですけれども、役所で直した跡があるものもあるのです。これはまあ申告通り4日間で通ったのでしょう。この休暇願いはいらなくなった後、和紙は柔らかいので赤い顔料を包んでおいたのでしょう。ピンクがかった綺麗な赤が残っているのです。この休暇願いと秋田城から出た手紙は、行数といい大きさといい変わらないですね。このような重要な資料がゴミ捨て穴から出土するのです。古代人が漆の蓋紙にしたて、捨てたものが今再び日の目を見ているのです。秋田城の手紙は非常におもしろい手紙の内容になっております。おそらく、最初にはここが欠けていますが「謹んで啓す。勘収釜一口、南大室に在り。右の外、もし忘怠未収のものあらば乞う早く勘収せしむべき」、その次はちょっと欠損し、わからない部分がありますが、「恩得に従いて国の使いに便付す」、「徳縁謹んで啓す」というような形に書かれています。わかりやすく言いますと「釜一口」は、おそらく鉄釜か、銅釜でしょう。象潟周辺は日本海側沿岸部ですから、まず考えられるのは、やはり塩釜となります。塩釜とは、あらかじめ土器などを使って海水を熱で蒸発させて作った、まだ水分を少し含んだ塩の塊の最後の水分をとばす役割をするものです。当時の文書によると、径は非常に大きい、深さ3cm位の浅くて真っ平な大きな釜です。その釜は鉄釜

にしても銅釜にしても、国府の大事な備品になるわけで、そういうものの検収のような形で役人が出掛けて行った。その役人が1つは任務を終えたけれども、まだ、この他に「忘怠未収」、「忘れたり、怠ったりしているものがあるのではないか。そういうものがあったら早く命令して下さい」ということを自分の役所(秋田城の介館)にもう一度、問い合わせを出したのです。ところがこれは、国の使いに「便付」とありますように、自分自身が行くのではなくて、たまたまその国の中を巡っている国の使いにこの手紙を託して、勤め先の指示を仰ぐのです。日付は、五月六日卯時とありますので、午前ちょうど6時前後でしょうか。朝一番ですね。朝一番便で蛭形(象潟)の駅家より「申上す」というように書いてあるのだと思います。どこから何時に発信したかきちんと記録されています。彼本人はどうしているかという駅家でその返事を待つのです。駅家というのはまず交通のステーションとしての役割ですね。次に郵便を出す郵便局、ポストオフィスの役割もしています。しかも、そういう手紙の返事を待つときに発信した象潟の駅家で待機しています。駅家は実は、宿泊の施設でもあるのです。駅家には宿泊するための立派な施設もあったと考えられるのです。ですからステーション兼ホテル、そしてポストオフィスまで兼ねている。それが、実は駅家の多目的な役割なのです。この象潟の駅家も日本海側の官道が発見されたならば、おそらくその道路の延長線上に駅家の施設が発見できるでしょう。

山陽道は、当時大陸からの使者が大宰府から都まで通る一番重要な道とされたのです。ですから「山陽道だけは、駅家の建物も瓦葺きにしてください。それから塗り壁にしてください」というように外国の使者が来た時に日本の道路網がいかに整備されて駅家が立派かを見せるために特に飾ったようです。他の道では、おそらくそこまでしないと思います。しかし、北陸道も最近富山県で発見されましたし、それから新潟県の八幡林遺跡では「大家駅」という墨書土器が出土し、どうやら官道は日本海岸の海岸線を通っているのではなくて、強い日本海からの北西風をさけるために内陸部を通っていたようです。新潟までの道路が段々わかってきていますので、今度は秋田城と庄内地方を結ぶ由利地方を通る道をうまく探せば、その道沿いに大きな施設が発見されるでしょう。この象潟駅家が発見するというのも大きな一つの夢になってきたわけです。そこを発掘すると案外、竹田某の涙が落ちているかもしれません。さてこの竹田の某というこの手紙を差し出した人は何という名前だったのでしょうかね。そこに「竹田継□」まで読めるのですが、その下が「継依」ではないかと考えているのですが。ところで、この手紙でおもしろいのは外側、これがおそらく表(おもて)になりますが、表に「介御館の務所竹継状す」と書いてあります。実は、これは漆紙文書ですけれども、宛て名が綺麗に残っているのですよ。宛て先はどこか、「介館の務所」です。「介館」は、秋田城にいる国司の二等官・介である「介の館」。その館の政務を預かる所、それが「務所」と言います。今の務所という表現とは違いま

す。「介御館の務所」そして「竹継状す」と竹継がこの手紙を差し出しました。「竹継」竹田の継依、略して「竹継」というのです。今の屋号みたいですね。「渡辺惣左エ門」なんていう人を「渡惣」とか言いますね。その言い方は、古代では随分頻繁に行われていることがいろいろな史料でもわかっています。というのは、この手紙は、竹継さんって言ったら誰かわかる所へ出すのです。だから、古代では手紙というのは、公文書なのです。これも公務にかかわる手紙ですから、公文書ですけれども、やはり手紙はプライベートなものだということなのですね。だから普通の役所同士が、やりとりする文書では絶対にこんな省略はしません。これは、あくまでもこういう手紙だから竹田継依が「竹継状す」と書いているのです。つまり、自分の勤め先の役所に出すので、自分の愛称なのか略称を書いて出しているわけです。もう一つこの書状でおもしろいのは、写真のコピーですのでわかりづらいですが、例えば「館」(たち)という字がありますが、その「館」の字の半分がありませんね。下が切れています。それから、右側に何やら字が切れておりますね。「務所」と「館」の右の所に墨がありますね。これが実は「封」という字です。封書、封緘という言葉がまだ残っていますね。封筒の封ですよ。その封はこの時代でも手紙の封印として最後は必ずその「封」というふうに書くのですが、その「封」の字の真ん中が抜けています。しかも、その「封」の字のツクリがありませんね。ヘンだけです。実はツクリはその務所と館の左側を見て下さい。左側の方に「寸」というツクリの部分が一部みえます。「封」の字がヘンとツクリに半分にわかれているのです。これはどういう現象かという、それで復元がはじめて意味をもっているのです。つまりこれによって1,200年前の手紙を何センチの幅でたたんだか、どういう綴じ方をしたかが、実は復元できるのです。これは後で家に帰ってから実験して下さい。当時の手紙は1 cm幅で下から中ほどの位置まで切って、それを帯にしてくるっと回して、その上から「介御館」と書いて裏に「封」と帯の上から書いたのです。そしてこの帯を当然開いたときに、この帯のところがちょうど1 cm幅ですっぱりと抜けているわけですね。しかも、ここで半分位折りたたんだところで「封」を書くとヘンはこちらの方、ツクリは別の方となり、開いた時に、「封」の字のヘンと、ツクリが離れ離れになってしまうのです。この手紙は2 cm幅で折りたたんだことがはっきりと証明できるのです。これは、そういう面でもたいへんおもしろい資料で、しかも、この竹継は、昔、我々も子供の頃母親から頼まれたことを「あぁ、わかった。わかった」という感じで出かけたけれども、途中になって何か1つくらい忘れて慌ててもう1回聞きに戻ったなんていう経験がよくありますが、それと同じなのです。粗忽な役人ですよ。きちんと用事を聞いていなかったから、「1つやっただけでも、まだあるかもしれない。忘れていたら早く指示を下さい」なんてことを、これはもう役人としては失格なので、多分怒られたのでしょう。役所から命令が来るのをじっとこの象潟の駅家で、五月ですから寒くはないのですが、待ったのでしょうね。その命令が来るまでは帰れ

ないのです。このようなものは当時の政府が記録した『続日本記』や、あるいはその他の記録にとどめるべきものではないのです。それが、こういう漆紙文書で鮮やかに蘇ってくるのです。漆紙文書がいろいろな所から出土していますが、7枚目の資料を見て頂ければわかりますが、払田柵跡でも内郭の南門近くの調査で、まぎれもない漆紙文書が出てまいりました。こういう資料は1点出るとどんなに小さい破片でも、それが呼び水ようになって資料が増えてくるもので、これから払田柵跡でもあるいは秋田県内の集落遺跡でも出てくると思います。どういった遺跡から出土するか予測がつかないのです。払田柵跡の漆紙文書で「轆轤」という言葉がはっきりと出てきたのには、非常におどろきました。何のどういう類の物品を書き上げた文書かわかりませんが、書体はかなりしっかりしておりますので、きちんとした公文書です。もっとたくさん残っていればいろいろな事がこういった資料からわかると思います。少なくとも払田柵跡でも漆紙文書がはっきりと登場してきたのです。そして、今回駅家のことをお話するつもりでいましたら、冒頭に申し上げましたように、つい最近多賀城の山王遺跡からまた駅家に関する重要な資料が出土しました。この資料がいかに重要かということを説明いたしたいと思います。

先程、これは古代史の待ちに待った人民支配の根幹にかかわる資料だという非常に大きな表現をとりましたが、まさにそういうのにふさわしい資料です。前半部分と後半部分がありまして前半の某戸の尾部と一応考えられる部分には、その世帯の移動を書いています。そこに上件十二口、白万呂に従いて来附すと書いてあります。おそらく白万呂さんにくっついて12人が移動してきた。この戸に新しく加わったということを書いているのです。当時は調とか庸という税を納めたわけです。成人男性を対象にしたいわば課役ですね。一方その税を納めなくていい人は、まず66才以上の老人、ここでは耆老と書いてありますが、この人が一人、それから嬰兒、赤ちゃんも納めないでよいと。それから小子、4才から16才の男の子の場合は、課役の対象にならない。女性の場合は課役をまったく納めなくてよいということで、6人はそれを納めなかった。男性が4人、女性が6人合わせて10人は、その課役を免除されたということが書いてあるのです。「陸」という字を書いてロクといいます。これは大字書きといい、正式な公文書の場合は数字をこういう字で書くのです。今でもきちんとした書類には、「貳」「参」と書きますね。戸主財部小里というのが一段上がっています。さっきスライドで「これを覚えていて下さい」と言いましたように、戸主のところだけ一段高く書くのです。当時の帳簿は行頭の段で区別しておかないと非常に混乱してしまうのです。「戸主 財部小里 伍拾伍歳」これが戸主です。それから妻が「財部古祢賣 年伍拾肆歳」1つ違いの奥さんがいて、子供が得麻呂貳拾玖歳、真得貳拾伍歳、それから娘さんが得刀自賣拾伍歳、それからもう一人娘さんが真得賣拾貳歳というふうにご得麻呂、真得、得刀自賣、真得賣と、何かしりとりみたいな名前で、かなり横着な名前

の付け方だというのがわかりますね。ここで問題は、得麻呂貳拾玖歳という成人男子、この戸にとっては一番の働き手ですね。人名の下に「驛家の里、戸主丈部祢麻呂に割附して戸と為す」つまりこの戸籍のところは驛家の里ではない。財部小里の戸にいた得麻呂は、そこから引き割かれて、驛家の里の一員として戸主丈部祢麻呂という人の戸に付けられたことが、ここに注記してあるのです。そして、得麻呂と割附との間のところに変な黒い印がありますね。これはキズではないのです。墨でチェックマークが入っているのです。これは他の帳簿と照合した印です。

これがなぜ重要かといいますと、実は当時の主要幹道ですね。都を中心に地方に放射状に幹線道路が整備されたのはおそらく7世紀でしょう。日本の古代国家の体制が整うと同時に、都と地方を道路によって結ぶことは行政上や軍事上でも大切です。中央の命令が地方へ、また地方で何か一大事が起きたときには中央へ情報が素早く伝えられるように、駅制が整備されたのです。そしてその道路が整備され、三十里に一駅が当時の規定ですので、これは地形にもよるのですけれども、一応現在の16kmに一駅の割合で駅家が置かれたのです。その駅には、馬を何匹というふうに決めて置いていたのです。由理の駅家ですと12匹です。それから象潟の駅家でやはり12匹、遊佐駅に10匹、秋田で10匹というふうになっています。馬を常備して、一大事にはその馬を乗り継いで都に知らせを届けるのです。これは例えば大宰府で何か一大事が起きたとすると、都から670kmもあるところをわずか4日位でその知らせが届くのです。ちょうどあの赤穂浪士が、早馬で赤穂に馬を乗り継いで行くようなもので、おそらく陸奥国と都では千四百何十里もあるのですが、それでもだいたい8日7晩かかれば行きます。ようするに緊急の時は馬がつぶれないようにどんどん乗り継いで行くのです。それは一番緊急の時で、通常の場合はそれほどスピードをださなくてもよいわけで、1日七十里というから37km位です。駅家では馬を飼育して役人が来たら馬を出す。駅から駅に早馬が立つときには駅子がついて行き、帰りに馬を引き連れてこなければならぬのですから、駅家は大変なのです。駅子の役割としては馬の世話、それから役人が通る度に身の回りの世話をする。また滞在している者の身の回りの世話もする。得麻呂という成人男子29歳がおそらく突如引き抜かれて、その駅家にくっつけられたのは、緊急時に際して必要となり駅子として駆り出されたのでしょう。もちろん駅子になると調・庸は免除になるのです。ですから、逆に言うと暇な時にあまり駅子が多いとそれだけ国庫収入が減ります。成人男子から調・庸を取るか、雑徭を取るかということは重要なことです。駅家の用務がないときには大勢いたのでは困るので、その時はもとの戸に戻すのです。ですから必要があれば増やす、必要がなければ減らす。実は駅子と言うのは、そういうふうにして維持されていました。駅家に従事する人達は、その仕事量によって駅子になったりならなかったりしたのではないかと、最近、研究者は考えるようになった矢先なのです。そういう論

文も発表されています。この計帳は見事にそれを証明する資料です。財部得麻呂、二十九歳はこの小里の家から引き割かれて駅家の丈部祢麻呂の家に移住する必要はないのです。これはおそらく戸籍上、駅子として指定されていますから、次の戸籍では駅家の里の戸籍で丈部祢麻呂のところを見ると財部得麻呂と入っているのですよ。戸籍だけの操作でいいのです。実は古代の戸籍はそういうものなのです。非常に政策的にこっちへつけられたり、あっちへつけられたりします。ですから戸籍を見て古代の集落をそのままイメージしても、必ずしも実態通りこの人達が一緒に住んでいないことがここからわかるわけですね。戸籍を作る事を「編戸」といいます。「へんこ」とは編集の編に戸。その状況に応じて編んでいるのです。あるときは成人男子がある戸主についているし、またあるときは他の戸主についているというのが日本の戸籍の実体なのです。戸籍はそのまま古代の集落を反映しておりません。このことは考古学的に集落を見ていく一つの大きな注意点であるし、我々が古代の家族を見ていくときにもそういう注意が必要です。それを一番端的に示したのが神社の神戸で、神社を支える人的・経済的基盤として指定されるものです。駅家の駅子も実はそうなのです。駅を経営する為に割り当てられるということです。

このように見ていきますとたったひと月の間に、また一つ古代史に重要な資料を提供するという感じで、これはとどまるところを知らないのです。そして、先程見ましたように漆紙文書というのは漆の作業の過程で蓋に紙を使い、その紙は役所の払い下げであってもいいし、あるいは市場に行って買ってきた紙でもいい。しかし、その99%は白紙ではなくて大半は使い古した役所の紙が使われている。それを解読することによって、また一つ地域の新しい歴史を考えていく材料が提供できるわけです。それがまさに漆紙文書の威力です。そして大事なのがこれらがいずれも都に提出された書類ではなく、地方にとどまった書類なのです。さきほど疑問に感じたかもしれませんが、出羽の国司、介とか守のサインが入ったものが秋田城から出たのは、実は提出していない控えの方なのです。戸籍にしても計帳にしても都にいかないものがあるので、それは逆にいえば地域に非常に密着した資料が出土するということです。生の資料を我々は継いでいく。遺跡の考古学的な発掘調査とからめて考えていけば、これまでの正史1本、中央政府が後世に残そうとした記録をもとにした日本の歴史・古代史がやがては、我々のまさに手作りの古代史を築いていけるのではという、大きな可能性を秘めています。その一つが漆紙文書であろうと私は考えているのです。早くから漆紙文書についてもっと一般向けに普及版、入門書のようなものを書くべきであるといういろいろな方からすすめられていました。しかし、自分としては学問的にまず漆紙文書というものをきちんと位置付けたいということから、拙著『漆紙文書の研究』（吉川弘文館、1989年）をまず書いたわけで、最近になりそれをもう少し一般の人達にわかりやすい形で普及版を書きたいと思うようになり、やっと原稿ができ、今

提出しておりますので、近く年内には刊行されると思います。岩波新書『よみがえる古代文書』を是非読んで頂ければ、今日のお話をさらに理解して頂けるだろうと思います。非常に大きな可能性を持った資料を紹介して、私の講演を終わらせて頂きます。

次頁以降に提示の資料は、講演会当日配布された資料を基に秋田県埋蔵文化財センターが編集を行ったものである。資料に引用した文献は以下のとおりである。

資料No.1 木下良「国郡制と交通路」『日本歴史地図 原始・古代編(下)』柏書房 1982(昭和57年)に加筆

資料No.2 第九号文書は、秋田城跡調査事務所提供の写真をトレース(平川南氏原図)

資料No.3 秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料集Ⅱ』秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 1992(平成4年)

資料No.4 資料No.3と同文献

資料No.5 多賀城市教育委員会『山王遺跡―第17次調査―出土の漆紙文書』1995(平成7年)に加筆

資料No.6 菅原弘樹「方格地割と遺跡の性格」『第20回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』1994(平成6年)

資料No.7 第1号漆紙文書:秋田県教育委員会「第93次調査」『払田柵跡―第92・93次調査概要―』1993(平成5年)

出土位置図:秋田県教育委員会『払田柵跡―第94～97次調査概要―』1994(平成6年)の第4図に加筆

※払田柵跡ではこれまで遺構群を囲む施設として外郭・内郭の呼称をしていたが、これまでの調査成果を踏まえ、平成7年からそれぞれ外柵・外郭と呼び替えている。従って91頁上から4行目の「内郭の南門」は現在「外郭の南門」と称している。なお、資料No.7のキャプションは現行の呼称で表記してある。

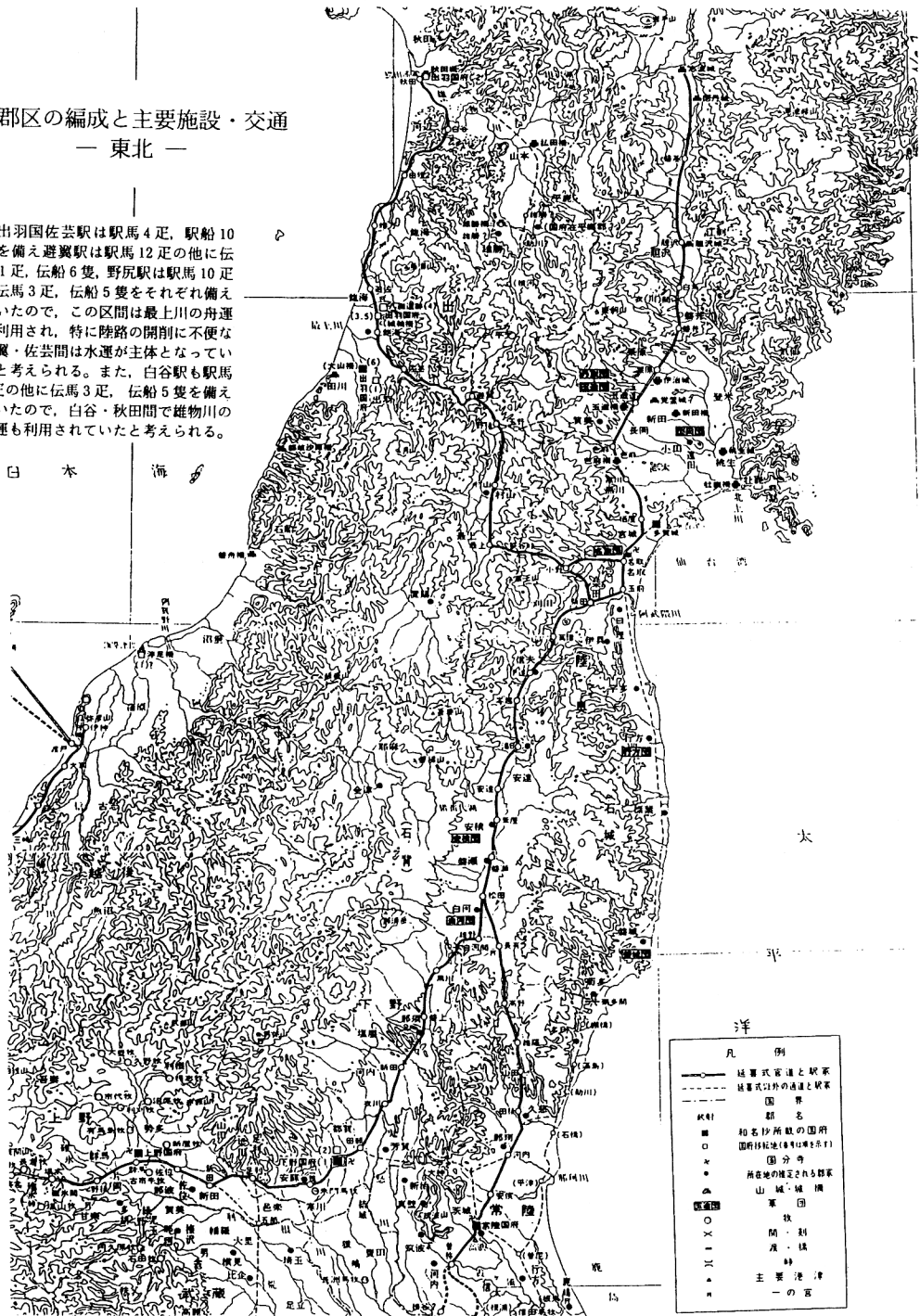
(編集係作成)

資料No. 1

国郡区の編成と主要施設・交通
— 東北 —

出羽国佐芸駅は駅馬4疋、駅船10隻を備え避難駅は駅馬12疋の他に伝馬1疋、伝船6隻、野尻駅は駅馬10疋に伝馬3疋、伝船5隻をそれぞれ備えていたので、この区間は最上川の舟運が利用され、特に陸路の開削に不便な避難・佐芸間は水運が主体となっていたと考えられる。また、白谷駅も駅馬7疋の他に伝馬3疋、伝船5隻を備えていたので、白谷・秋田間で雄物川の水運も利用されていたと考えられる。

日本海



0 20 40 60 80km
0 5 10 15 20里

年	代	造籍
1	大白	2 (646)
2	天智	3 (652)
3	持統	9 (670)
4	持統	4 (690)
5	大寶	10 (696)
6	和銅	6
7	和銅	6
8	養老	7 (714)
9	神龜	5 (721)
10	天平	4 (727)
11	天平	5 (733)
12	天平	7 (739)
13	天平勝寶	6
14	天平勝寶	6
15	天平寶字	4 (752)
	天平寶字	2 (758)
	天平寶字	8 (764)

「出羽國出羽郡井上□□□□^{郷里}
天平六年七月廿八日……」

第九号文書〔計帳・具注曆〕

天 平 5 年 (733)	計 帳
天平宝字 3 年 (758)	具 注 曆
天 平 5 年 (733) 計 帳 天平宝字 3 年 (758) 具 注 曆	

天平五年（七三三）右京計帳〔正倉院文書〕（模写）

課(王)素不宅牧(永)年髮拾捌 區丁 本朝長子
母韓人智秀(女)年強格 區壬 本朝長子

養老五年（七二一）下総国葛飾郡大嶋郷戸籍 継目裏書（正倉院文書）（模写）

下笔圆高臂肆大焉 癸亥年 五 年 广 有 生 卷 沈 既 所 书 佳

〔积文〕送以解

從五位下行守勲十二等小野朝臣『竹』

六位上行介百濟王『三忠』

部分写真

然今陸奥按察使兼鎮守將軍正五位下藤原重美朝臣朝職等敘遣荒夷訓從皇化不勞一戰造成既畢又於陸奥國外鹿部跨大河渡峻嶺作桃生柵峯賊肝膽嘗言惟續理應衰昇官朝朝獲特授從四位下陸奥介兼鎮守副將軍從五位上自濟朝臣足人出羽守從五位下小野朝臣出良出羽介正六位上自濟王三思並進一階鎮守軍監正六位上葛井連立足出羽掾正六位上玉作金弓並授外從五位下鎮守軍監從六位上大伴宿禰益立不詳親告自有再征之勞鎮守軍曹從八位上藤良哲弗難殺身已有先入之勇並進三階自餘從軍國郡司軍數並進二階但正六位上則給正貳式仟吏其軍士蝦夷俘囚有功者按察便簡定奏聞

文書全体



760	王平 字仲舒 四年出羽守見	760	王平 字仲舒 四年出羽守見
763	王平 字子平 五年正月出羽守任	763	王平 字子平 五年正月出羽守任
766	王平 字仲舒 五年五月出羽守任	766	王平 字仲舒 五年五月出羽守任

圖目 出羽守文獻出羽守任

[illegible]

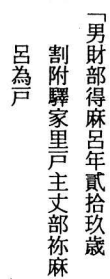
資料No. 4



(赤外線テレビカメラ写真)

秋田城跡 第一〇号文書と書状復原図

勅收釜登口	在南大室若
因外若有志怠未収者之可	
令早勅收隨恩得便付国	口口
縁謹啓	
五月六日卯時自蚌形驛家申	口上
竹田継	口
封	
介御館務所竹継状	



山王遺跡 3号文書見取図

資料No. 6

